

# 令和5・6年度

## 羽曳野市測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格審査申請書提出要領

羽曳野市及び羽曳野市水道局が発注する令和5・6年度測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格審査申請書の提出は、次のとおりとします。

### 1. 資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格審査申請書(添付書類を含む。)の重要な事項について、虚偽の記載をしていないこと、又は重要な事実の記載漏れがないこと。
- (3) 業務に関し必要な登録又は許可を受けていること。
- (4) 羽曳野市の契約からの暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる排除措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (5) 令和5年1月1日現在において、引き続き1年以上その営業を行っていること。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により税等の徴収猶予を受けている場合、当該徴収猶予を受けている税目については、この限りではない。

### 2. 申請業種

- 申請できる業種は3業務以内です。申請された業種や得意業務、希望順位の変更及び追加は、次回申請まで行うことはできません。

1つの希望業種からは1つの得意業務しか選択できません。希望業種の順位を付してください。

業種コードは、別添「測量・建設コンサルタント等業種一覧表」を参照ください。

### 3. 資格有効期間

- 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

### 4. 申請方法 (「5. 注意事項」を必ずお読みください。)

- 業者登録受付システムによる電子申請を行った後、必要書類を揃え郵送等にて提出してください。  
なお、持参による提出は受付致しませんので、ご注意ください。

- ①業者登録受付システム(電子申請)による受付

**全ての登録希望業者が対象です**

#### i) 申請受付期間

令和5年1月5日(木) 午前9時から令和5年1月31日(火) 午後4時まで  
(期間中については土・日・祝日、24時間使用可能)

#### ii) 申請方法・アドレス

インターネットを使用して業者登録受付システム(アドレス:下記参照)により提出してください。システム操作は、「羽曳野市業者登録受付システム操作方法について」を参照してください。

## ○継続登録の業者

登録種別の更新登録を選び操作を進めてください。

次に業者番号とパスワードの入力を行い、申請シートの入力へ進んでください。

業者番号：本市ウェブサイト掲載の競争入札参加有資格業者名簿の**業者番号**を入力してください。(数字5ケタ「30000」)

パスワード：電子入札パスワード申請書で本市へ提出されている番号を入力してください。(数字6ケタ)

※注意：電子入札パスワード申請書を提出していない場合は、電子申請を行う前に本市のウェブサイトよりパスワード申請書をダウンロードし早急に提出してください。

電子入札パスワード申請書提出先(持参又は郵送で提出してください。)

〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号

羽曳野市総務部契約検査課

## ○新規登録の業者

登録種別の「新規登録」を選び操作を進めてください。業者番号とパスワードの入力は不要です。

### 【申請にかかる問合せ先：システムコールセンター】

TEL 0120-332-638 (平日9:00~17:00) (土・日・祝日は休業)

メール info-nyusatsu@ebid-osaka.jp (随時受付)

### 【羽曳野市業者登録受付システムアドレス】

[https://e-bid.nyusatsu.ebid-osaka.jp/shin/start.do?KIKAN\\_NO=0222&BUKYOKU\\_NO=01](https://e-bid.nyusatsu.ebid-osaka.jp/shin/start.do?KIKAN_NO=0222&BUKYOKU_NO=01)

## iii) システム操作終了後

「羽曳野市測量・建設コンサルタント等業者登録申請シート」をシステムから送信後、「入力内容印刷」ボタンからその申請シートを印刷し、他の申請書類とともに郵送等(市内・準市内登録希望者を含む全登録希望業者)により書類を提出してください。

## ②申請書類の郵送等による受付

**全ての登録希望業者が対象です**

### i) 提出方法・受付期間

郵送(簡易書留等、記録が残る方法を推奨します)、又は宅配便

令和5年1月12日(木)から令和5年1月31日(火)まで

注意：締切当日の消印(宅配便の場合は配達依頼日)まで有効です。

追加及び年度途中の受付は行いません。

### ii) 提出書類

別記 7. 提出書類のとおり

### iii) 送付先 [宛名貼付用の様式をお使いください]

※封筒の表面（宛名面）に

＜測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格審査申請書在中＞ と記載してください。

## 5. 注意事項

- (1)書類が全て揃っていないものは、一切受付を行いません。申請前に十分確認ください。
- (2)一旦、提出された書類は返却しません。（受付を行わない場合においても同様です。）
- (3)申請において虚偽の記載事項があった場合は、この資格を取り消すことがあります。
- (4)受付後も必要に応じ、問合せや資料等を提出していただくことがあります。
- (5)審査後、資格があると認めた者は有資格業者名簿に登載します。審査結果については、本市ウェブサイトの掲載及び情報公開コーナーに配架する有資格業者名簿により確認してください。  
(令和5年4月1日掲載、配架予定)

## 6. 提出書類の作成方法

- (1)様式は本市ウェブサイトよりダウンロードしてください。  
ただし、書類番号2・5・6・11についてはその様式の記載事項を充たしていれば、独自様式等（全国統一様式など含む）での提出も可とします。

本市ウェブサイトアドレス: <https://www.city.habikino.lg.jp/>  
「羽曳野市」→「組織から探す」→「総務部契約検査課」→「資格審査申請」→  
「令和5・6年度 羽曳野市競争入札参加資格審査申請について」

- (2)申請書類は、直近決算日を基準に作成してください。
- (3)各様式の業者番号欄には、本市ホームページ掲載の競争入札参加有資格業者名簿の業者番号を入力してください。（数字5ケタ「30000」）**※新規登録希望業者の場合は、記入不要です。**
- (4)○申請に必要な書類は、全てA4サイズで統一してください。
  - 証明書等A4サイズでないものについては、A4の用紙に貼付してください。（写しは縮小・拡大コピー可とします。）
  - 共通書類は書類番号順（1～14）にA4ファイル（ピンク色）に綴じ、全てに見出しラベルを貼付し、ファイルの表紙と背に業者名を記入してください。
  - 書類番号15～17は、ファイルに綴じないで提出してください。

## 7. 提出書類

※書類番号1～14までの書類は、番号順にA4ファイル（ピンク色）に綴じ、必ず書類番号を記した見出しラベル（インデックス）を付けてください。

| 書類番号 | 申請書類                           | 原本 | 写し | 備考                                  |
|------|--------------------------------|----|----|-------------------------------------|
| 1    | 羽曳野市測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格審査申請書 | ○  | ×  | 様式1（合計2枚あり）<br><u>代表者印は、実印を押すこと</u> |
| 2    | 営業所一覧表                         | ×  | ○  | 様式2(独自様式等可)                         |

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 3 | 営業に関して法律上必要とされる登録証明書<br>・測量業者登録証明書<br>・建築士事務所登録証明書<br>・不動産鑑定業者登録証明書<br>・土地家屋調査士登録証明書  | × | ○ | ・登録を希望する業務に必要なもの<br>(令和4年10月1日以後発行)<br>・「その他コンサルタント業務」を希望する場合でその業務に必要な登録の証明書がある場合はそれを提出すること   |
| 4 | 登録・更新通知書及び現況報告書<br>【対象業種】<br>・建設コンサルタント<br>・地質調査<br>・補償コンサルタント<br>(不動産鑑定、<br>土地家屋調査は除く)   | × | ○ | ・「国土交通省確認済」(地方整備局)の確認済の押印のあるもの<br>・直近作成の現況報告書が現在確認中又は提出直前の場合は、その直近作成の現況報告書及び直近作成1年前の現況報告書の両方を提出すること<br>・現況報告書の内容が現況と異なっている場合(商号又は名称、代表者名、営業所の所在地など)は、各登録の「変更届出書(写し)」を提出すること |
| 5 | 業務実績調書  | × | ○ | 様式3(独自様式等可)   |
| 6 | 技術職員名簿  | × | ○ | 様式4(独自様式等可)   |
| 7 | 商業登記簿謄本等<br>(法人)①現在事項全部証明書 又は<br>②履歴事項全部証明書   | × | ○ | 令和4年10月1日以後発行のもので、①又は②を提出のこと  |
|   | (個人)<br>①登記されていないことの証明書   | × | ○ | ①及び②を提出のこと<br>①は令和4年10月1日以後、法務局が発行するもの<br>[窓口交付] 全国の法務局及び地方法務局<br>(※支局・出張所では発行できません。<br>大阪府内は 大阪法務局です。)<br>[郵送交付] 東京法務局   |
|   | ②代表者の身分証明書  | × | ○ | ②は令和4年10月1日以後、本籍地の市区町村が発行するもの   |
| 8 | 納税証明書<br>【国税】(法人)様式その3の3<br>(個人)様式その3の2<br>※新型コロナウイルス感染症等の影響により税等の徴収猶予を受けている場合、納税証明書の提出に代えて、以下のいずれかの書類を提出すること<br>・納税の猶予許可通知書<br>・納税証明書(その1) | × | ○ | 令和4年10月1日以後、所轄税務署が発行するもの  |
|   |   | × | ○ | 直近有効な許可通知書を提出すること   |
|   |   | × | ○ | 令和4年10月1日以後、所轄税務署が発行するもの  |

|    |                                      |   |   |   |
|----|--------------------------------------|---|---|---|
| 9  | 市税完納証明書<br>※羽曳野市内に営業所（本店・支店等）を有する者のみ | × | ○ | 令和4年10月1日以後、<br>羽曳野市が発行するもの（市税務課）   |
| 10 | 印鑑証明書                                | × | ○ | 令和4年10月1日以後、<br>法人の場合は法務局、個人の場合は市区町村が発行するもの                                   |
| 11 | 取引使用印鑑届                              | ○ | × | 様式5(独自様式等可)<br>(委任状との共用は不可)   |
| 12 | 決算書（決算基準日直前1年分の財務諸表）                 | × | ○ | (法人)貸借対照表・損益計算書<br>(個人)上記又は収支決算書、所得税確定申告書（控）の写し                               |
| 13 | 委任状                                  | ○ | × | 様式6(支店等で契約の場合のみ提出)  |
| 14 | 法人番号指定通知書<br>※ <u>個人事業主は提出不要です。</u>  | × | ○ | 例外として、「法人番号指定通知書」を紛失した場合に限り、「国税庁法人番号公表サイト」で法人名及び所在地等で確認した法人情報の画面を印刷したのも可とします。 |

※書類番号15～17までの書類は、A4ファイル（ピンク色）に綴じないでください。

|    |                            |   |   |   |
|----|----------------------------|---|---|---|
| 15 | 受付票                        | ○ | × | 見出ラベル(インデックス)不要 様式7   |
| 16 | 羽曳野市測量・建設コンサルタント等業者登録申請シート | × | ○ | 見出ラベル(インデックス)不要 業者登録受付システム(電子申請)の入力後、「入力内容印刷」ボタンから結果を印刷したもの |
| 17 | 受領書返送用封筒(切手貼付要)又は葉書        | — | — | 受領書の返送が必要な場合  |

## 8. 変更届について

○申請された内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。（郵送可）  
速やかに変更届が提出されていない場合は入札参加を留保する場合があります。

○変更届に必要な書類は、次の本市ウェブサイトでご確認ください。

本市ウェブサイトアドレス：<https://www.city.habikino.lg.jp/>

「羽曳野市」→「組織から探す」→「契約検査課」→「資格審査申請」→  
「競争入札参加資格審査申請書の変更(業者登録受付後の変更)について」

## 9. 本要領のお問合せ先

羽曳野市総務部契約検査課

羽曳野市誉田4丁目1番1号 電話 072(958)1111 内線 3631 FAX 072(958)1383